

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

第 4 回 理 事 会

日時：平成31年1月18日（金）

午後4時00分～

場所：中央区役所4階会議室

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

「第4回理事会」次第

日 時：平成31年1月18日（金）

午後4時00分～

場 所：中央区役所4階会議室

1 会長挨拶

2 議 題

- (1) 平成31年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
- (2) 平成31年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
- (3) 千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞の候補者推薦について
- (4) 町内自治会加入促進パンフレットについて

3 報 告

- (1) ごみ問題検討委員会について

4 そ の 他

- (1) 中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」について
- (2) 地域リーダー研修について
- (3) 活動研修会のアンケート結果について
- (4) 書籍の購入について
- (5) 今後の日程について（第5回理事会、会計監査、第1回理事会）
- (6) 統一地方選挙（千葉市議会議員・千葉県議会議員）について
- (7) 中央区保健福祉センターの移転について
- (8) 区町内自治会連絡協議会運営補助金及び地域運営交付金について（市民自治推進課）

議題（１）平成３１年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について

１ 過去の開催日

平成３０年度 ５月１２日（土） 第２土曜日 中央区役所４階会議室 午前１０時００分～

平成２９年度 ５月１３日（土） 第２土曜日 きぼ一る１１階大会議室 午前１０時００分～

平成２８年度 ５月１４日（土） 第２土曜日 中央区役所４階会議室 午前１０時００分～

２ ２０１９年総会開催予定日（案）

２０１９年５月１１日（土） 第２土曜日 きぼ一る１１階大会議室（予定）
午前１０時００分～

【 参考・市連協会議 】

平成３０年度 ６月２９日（金） 午前１０時００分～

議題（２）平成31年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について

1 提出方法

（１）提出にあたっては、「千葉市中央区町内自治会連絡協議会表彰内規」第1条第2項に基づき、所定の様式でご提出ください。

（２）推薦者がいない場合も、その旨を書面で回答してください。

2 提出期限

平成31年4月5日（金）

3 提出先

千葉市中央区町内自治会連絡協議会事務局（中央区役所地域振興課内）

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の方法)

第3条 被表彰者の該当者については、会長が調査し、第1条第2号については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

議題（3）千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞の候補者推薦について

1 推薦対象

- (1) 「千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞要領」の別表に定める基準を満たしているもの。
- (2) 継続性を伴う行為については、その行為が5年間以上継続しており、かつ、月1回以上又はそれと同程度の活動があると認められるもの。
- (3) 原則として、継続性を伴う行為に関し、同一種別の行為に対する再度の褒賞は行わない。

2 推薦方法

- (1) 提出にあたっては、所定の様式でご提出ください。
- (2) 推薦につきましては、単位町内自治会から推薦をお願いいたします。

3 提出期限

- (1) 2019年1月31日締切 → 2019年3月25日に感謝状贈呈式
- (2) 2019年9月下旬締切（予定） → 2019年11月（予定）に感謝状贈呈式

4 提出先

中央区役所地域振興課 地域づくり支援室

5 今後の制度見直しについて

「地域社会貢献者・寄附行為者褒賞」は、これまで1年度に2回表彰（11月と3月）がありましたが、見直しにより2019年度は11月の1回、2020年度以降は6月の1回となる予定です。

＜スケジュール＞												
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2018年度	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会	候補者全庁照会			感謝状贈呈式
2019年度			候補者全庁照会					感謝状贈呈式			候補者全庁照会	
2020年度			感謝状贈呈式					年1回に集約			候補者全庁照会	
2021年度			感謝状贈呈式								候補者全庁照会	

30年度は例年通り11月と3月の年2回褒賞

3月の褒賞は実施しない

年1回の褒賞時期を11月から6月に変更
基準日:4月1日
寄付額の算定期間:前年4月2日~4月1日

千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞要領

1. 目的

この要領は、地域社会に貢献しているもの、善行のあるもの及び公共のため多大な寄附を行ったものを広く褒賞し、市民に紹介することによって、明るい地域社会建設の一助とすることを目的とする。

2. 褒賞対象者

褒賞の対象者（以下「褒賞対象者」という。）は、別表に定める基準を満たすもの（ただし、別表（1）4～11については、千葉市内に住所を有する者、千葉市内に事業所等の所在地又は活動の拠点がある団体及びこれらに準ずると認められるものに限る。）を対象とする。

3. 褒賞の方法

褒賞は、褒賞対象者に対し、感謝状及び記念品を贈呈することにより行うものとする。

4. 推せん方法

(1) 所管局長等は、常に褒賞対象者の候補となるもの（以下「褒賞対象候補者」という。）に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関に褒賞対象候補者の推せんを依頼するなど、幅広くその探求に努めるものとする。

(2) 所管局長等は、褒賞対象候補者があるときは、褒賞推せん調書（別記様式）を総務局長に提出するものとする。

5. 褒賞の決定

総務局長は、所管局長等から受領した褒賞推せん調書に基づき褒賞対象候補者を審査し、市長の承認を受けて褒賞対象者を決定したうえで、所管局長等及び褒賞対象者に通知するものとする。

附 則

この要領は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年6月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年8月2日から実施する。

別表

褒 賞 基 準

(1) 地域社会貢献者

行 為 種 別	内 容
1. 人命救助	献身的に人命の救助に尽くしたもの
2. 事故・災害等の防止・救助・復旧	交通事故その他の事故若しくは風水害、火災その他の非常災害の防止、救助又は復旧に努めたもの
3. 防犯・防火	犯罪の予防若しくは捜査又は犯人の逮捕への協力及び防火活動、消火活動その他地域の治安の維持等に協力したもの
4. 教育・文化の向上	教育活動、文化活動又はスポーツの普及・振興活動に励み、地域の文化の向上に貢献しているもの
5. こども・青少年の健全育成	こども・青少年の健全育成の推進に尽くしているもの
6. 社会福祉への貢献	社会福祉施設等を慰問又は激励し奉仕する等、永年にわたり社会福祉に尽くしているもの
7. 環境美化	環境の整備又は美化などに努め、人々から感謝されているもの
8. 公德心の涵養	交通道德、公共物愛護精神その他公德心の実践又は普及に努めているもの
9. 個人生活の徳行	個人生活の徳行が近隣の人々から賞賛され、他の模範となっているもの
10. 地域社会づくり	町会自治会活動等を通じ、明るい地域社会づくりに貢献しているもの
11. その他	以上のほか善行が顕著なもの

(2) 寄附行為者

行 為 種 別	内 容
1. 寄附行為	市又は公益のため、原則として10万円（団体によっては20万円）以上の金銭等を寄附したもの

(注)

1. 次のものは褒賞の対象としない。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人その他公共性が高い団体

(2) 本市又は本市外郭団体の職員

2. 1に掲げるもののほか、市から補助金等の交付又は事業の委託等を受けているものは、褒賞の対象としない。ただし、活動内容又は寄附金額が補助事業等又は委託業務等の範囲を超えていることが明らかである場合は、この限りでない。

3. 継続性を伴う行為については、その行為が5年間以上継続しており、かつ、月1回以上又はそれと同程度の活動があると認められるものを対象とする。

4. 原則として、継続性を伴う行為に関し、同一種別の行為に対する再度の褒賞は行わないものとする。

5. 寄附行為者の褒賞は、総務局長が定める日から起算して前1年間に行われた寄附金額の合計額（千葉マリスタジアム基金への寄附は除く）によるものとする。ただし、善行が顕著なものについては、表に定める額に満たない場合であっても褒賞を行うことができる。また、褒賞後1年間、再度の褒賞は行わないものとする。

6. 原則として、千葉市表彰規則（昭和44年千葉市規則第46号）に基づき表彰を受けたもの又は受ける基準に達したものは除く。

7. 褒賞対象候補者が、次の状態にあるときは褒賞を行わない。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者及び刑に処せられた者（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反により現に起訴されている者並びに罰金刑に処された者並びに刑の消滅した者を除く。）であるとき。

(2) 破産者であるとき。

議題（４）町内自治会加入促進パンフレットについて

- 1 配布対象 中央区内の町内自治会
- 2 配布枚数 下表のとおり

町内自治会の世帯数	配布枚数
世帯数が1,000以上の町内自治会	原則的に100枚 ただし、回覧部数（組数）が100を超える自治会は回覧部数
世帯数が100以上1,000未満の自治会	「世帯数の10分の1」を一の位で切り上げた数
世帯数が100未満の自治会	10枚

- 3 配布物 町内自治会加入促進パンフレット
(別添のパンフレット(案)のとおり)
- 4 配布時期 平成31年3月

※町内自治会加入促進パンフレットの内容等についてご意見等がございましたら、1月31日(木)までに、中央区地域振興課地域づくり支援室までご連絡ください。

◇町内自治会とは？◇

町内会・自治会は、一定の地域を単位として、そこに住む人たちによって結成された自主的な団体です。

地域における諸問題、特に環境整備や防犯、防災、福祉などの問題解決に取り組んでいます。

また、夏祭りや運動会など、いろいろなレクリエーションを通じて住民の皆さんの結びつきを深めています。

◇町内自治会の仕組み◇

千葉市町内自治会連絡協議会

市内の地区町内自治会連絡協議会会長で構成される会議体です。

中央区町内自治会連絡協議会

12の地区町内自治会連絡協議会の会長等により構成されています。

地区町内自治会連絡協議会

中央区内を概ね12の中学校区で分けし、複数の単位町内自治会の集合体で結成された組織です。

単位町内自治会

地域の住人の皆さんで結成されている町内自治会で、地域活動の核となる団体です。

会 員

◇町内自治会への加入◇

明るく住み良いまちは、地域の人たちが一丸となることで、つくりあげることができます。

現在、多くの地域で、高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、地域活動の担い手不足が深刻な問題となっています。住民の一人として、小さなことでも「できること」を「できるとき」に協力していきましょう。

皆さんの積極的な加入をお待ちしております。
お住まいの地域の町内自治会の役員・班長等にお申し込みください。

加入のお申し込み・お問い合わせはこちらまで

お住まいの地域の町内自治会は

です。

入会に関するご相談は

へお願いします。

お住まいの地域の町内自治会がわからない方や自治会の連絡先がわからない方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

中央区地域振興課地域づくり支援室

電話 : 043-221-2105

F A X : 043-221-2179

E-mail : chiiki.CHU@city.chiba.lg.jp

千葉市ホームページでも自治会の情報を掲載しています。

千葉市 自治会

検索

中央区町内自治会加入のしおり

引っ越してきたばかりで知らない...

地震や火事にあつたらどうしよう...

みんなできつくる
人にやさしく
住みよいまち

地域のたのしみを伝えるには...
手伝えるかな...

家族は遠くに住んでいてすぐには頼れないし...

みんなで作る
住みよいまちづくり
町内自治会の
活動にふるって
ご参加ください

案A

千葉市中央区地域振興課

みんなで作る「住みよいまち」

町内自治会では
こんな活動を
しています。

子どもたちを守ろう！ 地域の目でしっかり防犯

夜道を安心して歩くことができるよう、防犯街灯の維持管理を行っています。
また、空き巣などの犯罪を防ぐ防犯パトロールや、子どもたちの安全な登下校のための見守り活動を行っています。

市の補助・助成制度：
・防犯街灯補助金
・防犯カメラ設置補助金
・防犯パトロール隊 等

イラスト
(防犯)

互いに助け合おう！ いざという時に備えて

防災訓練や、いざという時に支援が必要な住民の確認などを行っています。
また、防災用品・非常食などを備蓄し、平時から災害に備えています。自治会を通じて、普段からご近所同士で顔見知りになっておくことも、大切ですね。

市の補助・助成制度：
・自主防災組織育成事業
・避難所運営委員会活動
支援補助金 等

イラスト
(防災訓練)

子どもからお年寄りまで 人がふれあいまちづくり

住民同士がふれあい、交流を深められるよう、お祭りや運動会、敬老会などを開催しています。イベントを通じて、様々な世代の方と交流の輪が広がります。

イラスト
(まつり・子ども・高齢者)

イラスト
(まち・ひと)

※活動内容は町内自治会によって異なります。
※町内自治会は行政と協力して活動しています。補助・助成制度は変更になる場合もあります。

清潔で美しいまちは 自分たちの手で

清潔で快適なまちをつくるため、ごみステーションの維持管理や道路・公園などの清掃を行っています。
また、集団回収などによるリサイクル活動を行っています。

市の補助・助成制度：
・防鳥ネット等貸付事業
・集団回収奨励補助金
・美しい街づくりに係る活動支援 等

イラスト
(清掃)

身近な情報をお届けします！！

身近な地域の情報や、生活に役立つ情報、市からのお知らせ等を回覧や掲示等によって得ることができます。

市の補助・助成制度：
・千葉市町内自治会事務委託料
・広報板の設置 等
・千葉市出前講座 等

イラスト
(回覧板)

◇町内自治会とは？◇

町内会・自治会は、一定の地域を単位として、そこに住む人たちによって結成された自主的な団体です。

地域における諸問題、特に環境整備や防犯、防災、福祉などの問題解決に取り組んでいます。

また、夏祭りや運動会など、いろいろなレクリエーションを通じて住民の皆さんの結びつきを深めています。

◇町内自治会の仕組み◇

千葉市町内自治会連絡協議会

市内の地区町内自治会連絡協議会会長で構成される会議体です。

中央区町内自治会連絡協議会

12の地区町内自治会連絡協議会の会長等により構成されています。

地区町内自治会連絡協議会

中央区内を概ね12の中学校区で分けし、複数の単位町内自治会の集合体で結成された組織です。

単位町内自治会

地域の住人の皆さんで結成されている町内自治会で、地域活動の核となる団体です。

会 員

◇町内自治会への加入◇

明るく住み良いまちは、地域の人たちが一丸となることで、つくりあげることができます。

現在、多くの地域で、高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、地域活動の担い手不足が深刻な問題となっています。住民の一人として、小さなことでも「できること」を「できるとき」に協力していきましょう。

皆さんの積極的な加入をお待ちしております。
お住まいの地域の町内自治会の役員・班長等にお申し込みください。

加入のお申し込み・お問い合わせはこちらまで

お住まいの地域の町内自治会は

です。

入会に関するご相談は

へお願いします。

お住まいの地域の町内自治会がわからない方や自治会の連絡先がわからない方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

中央区地域振興課地域づくり支援室

電話 : 043-221-2105

F A X : 043-221-2179

E-mail : chiiki.CHU@city.chiba.lg.jp

千葉市ホームページでも自治会の情報を掲載しています。

千葉市 自治会

検索

中央区町内自治会加入のしおり

町内自治会に入りませんか？

引っ越してきたばかりで知り合いもいないし...

地震や火事があったらどうしよう...

地域のために何か手伝えることはないかな...

家族は遠くに住んでいてすぐには頼れないし...

あなたがつくる
住みよいまちづくり
町内自治会の
活動にふるって
ご参加ください

案B

千葉市中央区地域振興課

あなたがつくる「住みよいまち」

町内自治会では
こんな活動を
しています。

あなたのまちを 犯罪を防ぐまちへ！！

夜道を安心して歩くことができるよう、防犯街灯の維持管理を行っています。
また、空き巣などの犯罪を防ぐ防犯パトロールや、子どもたちの安全な登下校のための見守り活動を行っています。

市の補助・助成制度：
・防犯街灯補助金
・防犯カメラ設置補助金
・防犯パトロール隊 等

イラスト
(防犯)

あなたのまちを 災害に強いまちへ！！

防災訓練や、いざという時に支援が必要な住民の確認などを行っています。
また、防災用品・非常食などを備蓄し、平時から災害に備えています。自治会を通じて、普段からご近所同士で顔見知りになっておくことも、大切ですね。

市の補助・助成制度：
・自主防災組織育成事業
・避難所運営委員会活動
支援補助金 等

イラスト
(防災訓練)

あなたのまちを 人がふれあうまちへ！！

住民同士がふれあい、交流を深められるよう、お祭りや運動会、敬老会などを開催しています。イベントを通じて、様々な世代の方と交流の輪が広がります。

イラスト
(まつり・子ども・高齢者)

イラスト
(まち・ひと)

※活動内容は町内自治会によって異なります。
※町内自治会は行政と協力して活動しています。補助・助成制度は変更になる場合もあります。

あなたのまちを きれいなまちへ！！

清潔で快適なまちをつくるため、ごみステーションの維持管理や道路・公園などの清掃を行っています。
また、集団回収などによるリサイクル活動を行っています。

市の補助・助成制度：
・防鳥ネット等貸付事業
・集団回収奨励補助金
・美しい街づくりに係る活動支援 等

イラスト
(清掃)

あなたへ 身近な情報をお届け！！

身近な地域の情報や、生活に役立つ情報、市からのお知らせ等を回覧や掲示等によって得ることができます。

市の補助・助成制度：
・千葉市町内自治会事務委託料
・広報板の設置 等
・千葉市出前講座 等

イラスト
(回覧板)

中央区地域振興課地域づくり支援室 平岡宛て

別紙

FAX 043-221-2179

議題（４）町内自治会加入促進パンフレットについて に関するご意見

（ご意見等記入欄）

その他、平成31年度区連協として、新たに取り組みたい内容等ございましたら、ご記入ください。

（ご意見等記入欄）

地区名 _____

理事氏名 _____

※1月31日(木)までにご提出をお願いいたします。

ご意見等がない場合は提出不要です。

第41回ごみ問題検討委員会次第

平成30年10月17日(水) 15:00～
中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

【第1部】

- (1) 平成29年度のごみ処理に関する実績報告及び実施した主な取り組みについて
- (2) 平成30年度に実施している主な取り組みについて
 - ① 剪定枝等再資源化事業の実施状況
 - ② 小型家電リサイクル事業
 - ③ 単一素材製品プラスチックの拠点回収

【第2部】

- (3) 意見交換 ～ 戸別収集について ～
- (4) その他

4 閉 会

配付資料

- | | |
|-------|---|
| 【資料1】 | 平成29年度のごみ量について |
| 【資料2】 | 平成29年度に実施した主な取り組み【概要版】 |
| 【資料3】 | 剪定枝等(木の枝・刈り草・葉)再資源化事業の実施状況について
(チラシ) 千葉市の小型家電リサイクル |
| (チラシ) | 製品プラスチックのボックス回収を開始 |
| 【資料4】 | 戸別収集について |

平成 29 年度のごみ量について

1 焼却ごみ量

(1) 家庭系焼却ごみ量

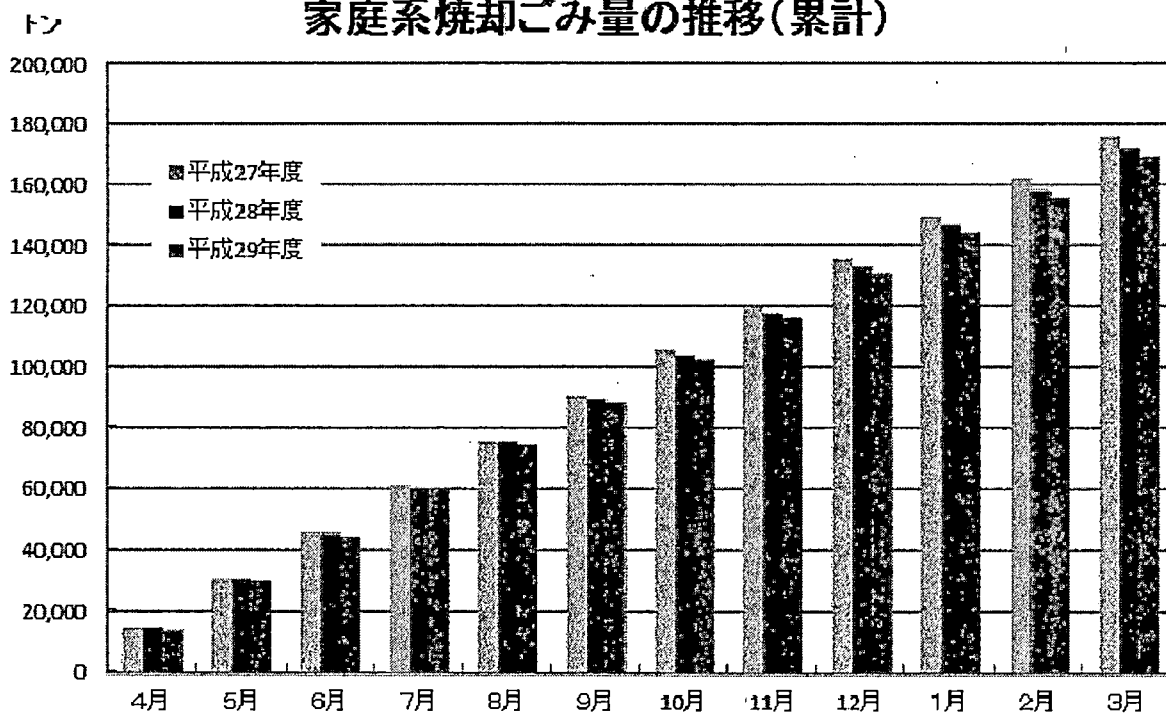
平成 29 年度の家庭系焼却ごみ量は 169,275 トンであり、前年度と比較すると 2,484 トン (1.4%) 減少しています。

(単位：トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成27年度	14850	15713	15208	15338	14548	14942
平成28年度	14868	15889	14843	14694	15265	14000
平成29年度	13914	16430	14428	14701	15016	13917
対前年比	▲ 954	541	▲ 415	7	▲ 249	▲ 83

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度	14959	13974	16217	13756	12378	14178	176061
平成28年度	14461	13880	15068	13713	11483	13595	171759
平成29年度	14170	13957	14615	13370	11094	13663	169275
対前年比	▲ 291	77	▲ 453	▲ 343	▲ 389	68	▲ 2,484

家庭系焼却ごみ量の推移(累計)



(2) 市全体の焼却ごみ量（家庭系焼却ごみ量+事業系焼却ごみ量）

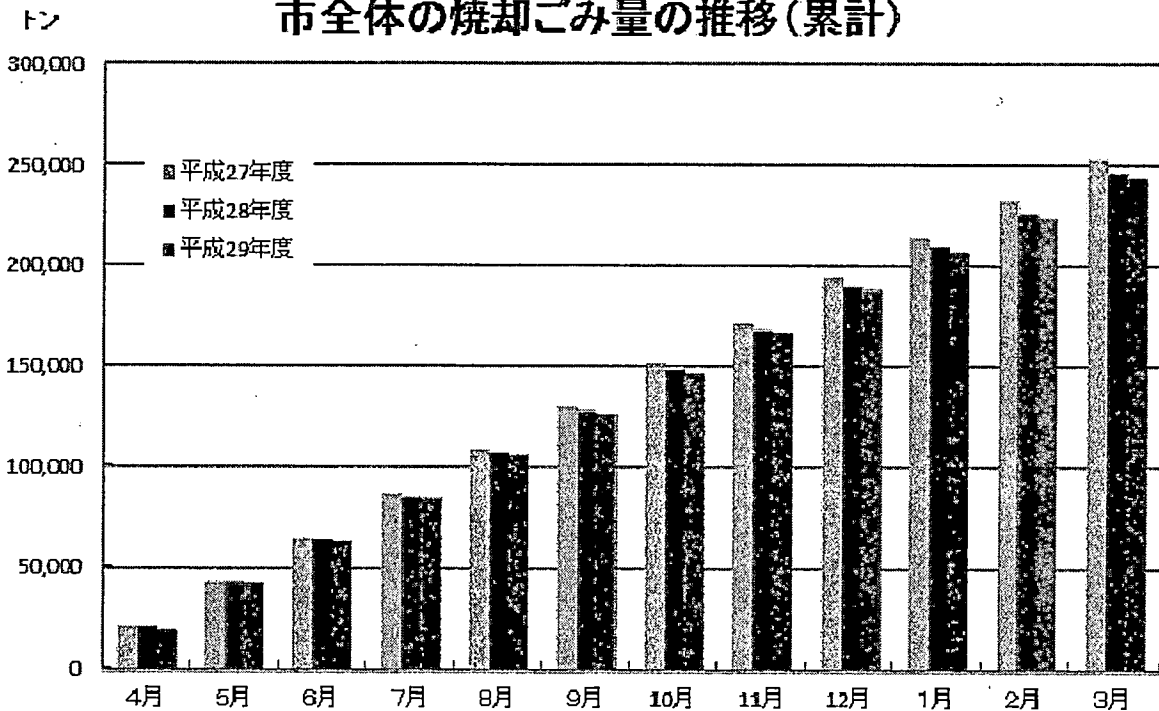
平成29年度の市全体の焼却ごみ量は243,725トンであり、前年度と比較すると2,431トン（1.0%）減少しています。

（単位：トン）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成27年度	21,113	22,075	21,800	22,187	21,173	21,427
平成28年度	21,063	22,258	21,136	21,030	21,891	20,254
平成29年度	19,838	23,090	20,631	21,311	21,443	20,227
対前年比	▲ 1,225	832	▲ 505	281	▲ 448	▲ 27

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度	21,536	20,197	23,087	19,553	18,133	20,555	252,836
平成28年度	20,693	19,928	21,668	19,510	16,840	19,885	246,156
平成29年度	20,565	20,148	21,089	19,056	16,357	19,970	243,725
対前年比	▲ 128	220	▲ 579	▲ 454	▲ 483	85	▲ 2,431

市全体の焼却ごみ量の推移(累計)



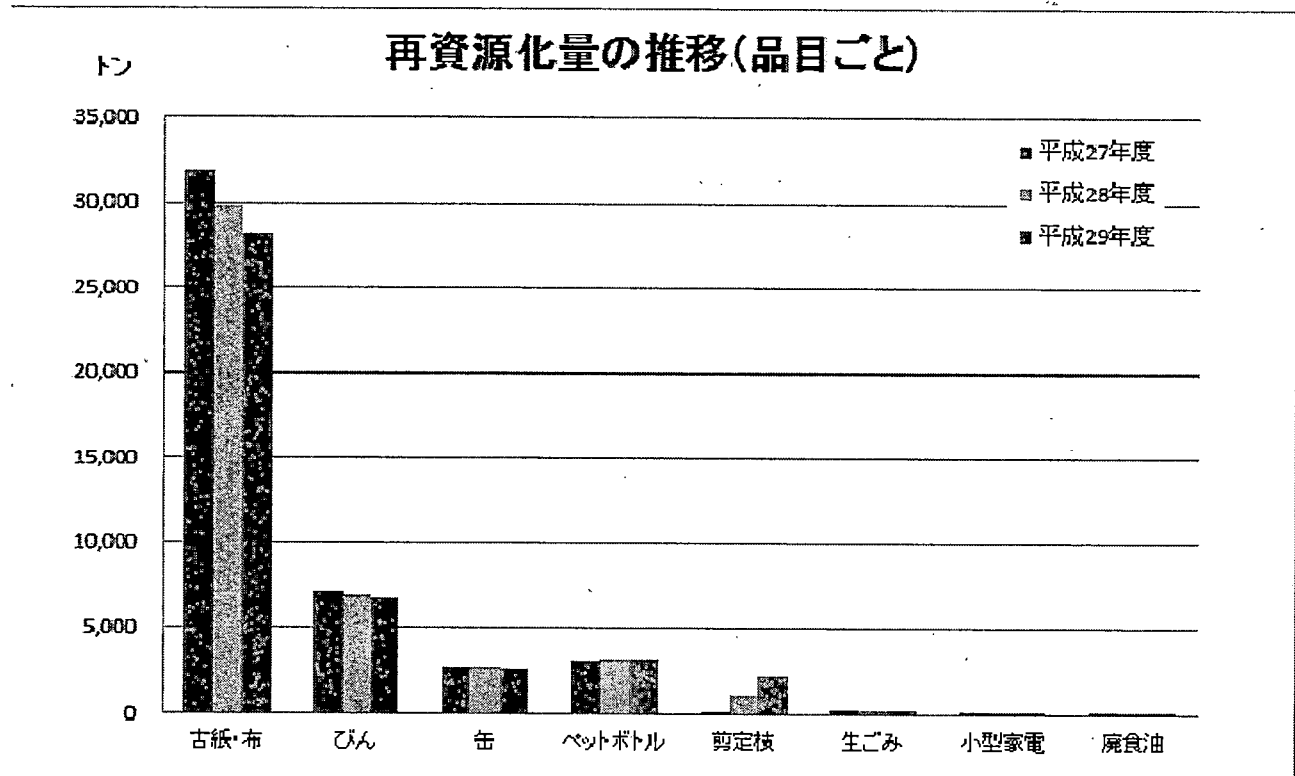
2 再資源化量

平成29年度の主な品目別の再資源化量は下表のとおりです。剪定枝については、平成30年2月から市全域で資源回収を開始した結果、平成29年度の再資源化量は2,219トンとなり、前年度と比較すると1,113トン（100.7%）増加しています。

（単位：トン）

	古紙・布	びん	缶	ペットボトル	剪定枝	生ごみ	小型家電	廃食油
平成27年度	31,842	7,194	2,736	3,069	22	240	10	5
平成28年度	29,788	6,950	2,701	3,083	1,106	225	9	6
平成29年度	28,130	6,733	2,625	3,160	2,219	212	10	7
対前年比	▲1,659	▲217	▲76	77	1,113	▲12	1	1

※表中の数値は再資源化量であり、収集量とは異なる場合がある。



平成29年度に実施した主な取り組み【概要版】

「新」は新規、「拡」は拡充、下線は重点的に実施した取り組み

基本方針	計画事業名	主な取り組み
基本方針1 2 R(リデュース)の推進 3 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 4 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 5 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 6 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 7 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 8 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 9 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ちばルール」協定店の資源回収品目を明示したチラシの作成、配布 ○ 「ちばルール」協定店に対する実績調査及び食品トレー回収状況についてのアンケート調査の実施
	2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ごみ分別スクール」の実施(市立小学校等:112校、対象児童数:8,384人) ○ 「へらそうくんルーム」の実施(保育所・幼稚園:12か所、対象児童数:491人) (新) ○ 小学生と保護者を対象とした「ごみ処理施設見学ツアー」の実施(15組) ○ ごみ減量講習会の実施(71回)
	5 生ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>生ごみ減量処理機等の購入費補助金交付</u> ・<u>生ごみ減量処理機(124基)</u> ・<u>生ごみ肥料化容器(139基)</u> (新) ○ モノルール車内に生ごみ減量処理機等補助金制度のポスターを掲示し普及啓発 (新) ○ <u>食品ロス削減啓発イベント「もったいないゼロキャラバン」で手つかず食品の回収を実施</u> (手つかず食品:3.8kg、ペットフード:0.7kg)
基本方針2 さらなる再生利用率を高めるための削減活動を地域の効果的・積極的に資源化	10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	(拡) ○ <u>廃食油回収拠点の拡充(6か所増、拠点数計38か所)</u>
	11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみステーションにおける早期啓発の実施(29自治会) (拡) ○ 「<u>家庭ごみの減量と出し方ガイドブック</u>」を全面改訂し、全戸配布
	12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系ごみ分別啓発用チラシの作成、配布 ○ 新規開業事業者へ9月及び翌年3月にガイドブックを配布し、事業所ごみの適正排出等を周知(平成29年9月:205件、平成30年3月:176件) ○ 不適正排出の疑いのある事業者に対する訪問調査及び指導(調査:341件、指導:47件)
	13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	(拡) ○ <u>使用済小型電子機器等回収事業の対象品目に携帯電話・スマートフォンを追加</u>
	14 剪定枝等の再資源化の推進	(新) ○ <u>剪定枝等の資源収集を段階的に全市展開(収集量:2,234トン)</u>
	16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	○ <u>搬入物検査の実施</u> (検査台数:13,667台、排出事業者指導件数:42件、一般廃棄物収集運搬業許可業者指導件数:25件)
	17 さらなる再資源化品目の検討・推進施策	(新) ○ <u>単一素材プラスチックを不燃・粗大ごみの中から選別し再資源化</u> (不燃残渣処分量:19トン削減)
基本方針3 持続可能な経済活動を推進し、資源循環の徹底	18 収集運搬体制の合理化	○ 収集運搬委託業者らにより結成された組合と連携し、効率的な収集運搬体制(管理システムの導入等)を検討
	24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備	○ 新清掃工場(北谷津用地)建設計画に関連し、環境影響評価方法書手続きが完了及び次年度行う調査方法等を決定、建設及び運営に係る事業者選定のための資料作成、土壌概況調査を実施

剪定枝等（木の枝・刈り草・葉）再資源化事業の実施状況について

1 H30.4月～9月の資源収集量

単位：トン

区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計
中央区	99.64	143.84	141.63	96.78	91.07	114.24	687.20
花見川区	63.99	94.85	91.85	57.96	49.78	70.32	428.75
稲毛区	36.32	65.47	68.34	41.95	38.77	51.13	301.98
若葉区	74.75	118.01	121.77	73.16	67.66	86.36	541.71
緑区	57.73	101.85	97.32	64.43	50.60	64.45	436.38
美浜区	31.94	44.07	46.09	23.15	20.11	30.94	196.30
合計	364.37	568.09	567.00	357.43	317.99	417.44	2,592.32

(参考) H29.4月～H30.3月の資源収集量

単位：トン

区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月*	2月	3月	累計
中央区	92.26	166.06	153.61	120.02	118.47	124.73	113.23	130.99	113.05	27.79	38.20	48.78	1,247.19
若葉区						97.68	99.98	118.3	91.02	13.43	29.47	37.06	486.94
緑区						63.99	86.42	95.14	68.82	23.05	24.34	25.13	386.83
花見川区											20.04	29.95	49.99
稲毛区											15.99	20.48	35.87
美浜区											11.74	15.15	26.89
合計	92.26	166.06	153.61	120.02	118.47	286.34	299.63	344.43	272.89	64.27	139.18	176.55	2,233.71

※1月は第3週・第4週のみ収集

2 周知啓発（早朝啓発）の実施状況

【中央区を除く5区で実施】

実施期間	8月20日（月）～8月24日（金） 8月27日（月）～8月31日（金） 計10日間
実施時間	午前7時～午前8時
実施場所	23町内自治会、107ステーション
啓発人数	354人（従事職員数：延べ72人）

平成30年8月1日から

千葉市の小型家電リサイクル

ノートパソコン・タブレットの回収を開始!

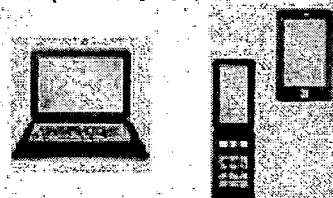
千葉市の小型家電リサイクル回収品目

市役所・区役所・環境事業所の回収ボックスのみで回収

◆ NEW! ノートパソコン・タブレット

※マウスやキーボードなどの付属小型家電は投入できます
※効率的な回収・運搬のため、デスクトップパソコン・ディスプレイや、プリンターなどの周辺機器は投入できません

携帯電話・スマートフォン



全ての回収ボックスで回収

◆ 小型家電 21 品目

デジタルカメラ
カメラ
ビデオカメラ
電子辞書
電卓
電子体温計

◆ 携帯音楽プレーヤー
(CD・MD・MP3等)
◆ 補聴器
◆ 電子書籍端末
◆ 電気バリカン
◆ 電動歯ブラシ

◆ カーナビ
◆ ヘアアイロン
◆ ヘアドライヤー
◆ 電気カミソリ及び
洗淨機 (洗淨液は除く)
◆ 卓上時計

◆ ゲーム機
◆ ICレコーダー
◆ HDDレコーダー
◆ ヘッドホン・イヤホン
◆ 電子付属品
(ACアダプター・コード類等)

※回収ボックス設置場所や注意事項等は、裏面または市ホームページをご覧ください。

千葉市 小型家電

検索



千葉市はメダルプロジェクトに参加しています!

公費プログラム
持続可能性



都市鉱山からつくる! みんなのメダル プロジェクト

あなたの携帯電話や小型家電がメダルに生まれ変わる!

みんなの想いが集まって

携帯電話やパソコン等
小型家電を全国各地で回収

東京2020メダリストへ

小型家電から抽出した
リサイクル金属でメダルを製作

資源をより活かす社会に

資源の有効活用をより重視する
さらに持続可能な社会へ

みんなの想いがこもったメダルを東京2020オリンピック・パラリンピックのアスリートに届けよう!

回収受付期間 ▶ 2017年4月~2019年春頃予定

(お取寄せが標準的な集約・交付を完了する場合がございます)




詳細はこちら **2020 メダルプロジェクト**

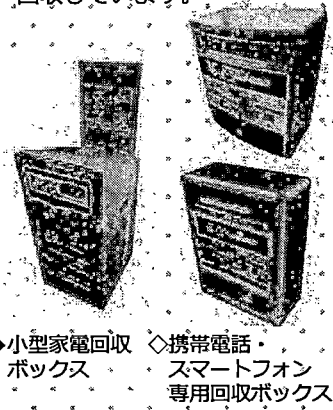
<https://tokyo2020.jp/jp/games/medals/>

ご注意ください

出す前に必ずご確認ください


それぞれのボックスで回収しています。

<p>個人情報 必ず消去 してください。</p>	 <p>アドレス帳 動画データ 写真データ など</p>	<p>電池などは外して、 乾電池は有言ごみ、 充電式電池は 回収協力店へ。</p>	 <p>有言ごみへ</p>  <p>回収協力店へ</p>
<p>箱や袋などに 入れずに、 そのまま投入 してください。</p>		<p>回収ボックスの 投入口に入る 大きさのもののみ 回収できます。</p>	 <p>×</p>



【注意】投入したものは返却できません。

回収ボックス設置場所

携帯電話・スマートフォン及びノートパソコン・タブレットはマークがついている場所のみで回収しています。

	回収ボックス設置場所	所在地	回収時間
中央区	千葉市役所 1階ロビー 	千葉港1-1	[平日]8:30~17:30
	中央区役所 5階 	中央3-10-8	[平日]8:30~17:30
	中央・美浜環境事業所 	都町1307	[平日]9:00~17:00 [土曜日]9:00~12:00
	新浜リサイクルセンター	新浜町4	[平日]13:00~16:00
	市役所前市民センター	千葉港2-1 中央コミュニティセンター2階	[平日]8:30~17:30
	生浜市民センター(生浜公民館)	生実町67-1	[月~日]9:00~21:00
花見川区	松ヶ丘市民センター(松ヶ丘公民館)	松ヶ丘町257-2	[月~日]9:00~21:00
	花見川区役所 1階 	瑞穂1-1	[平日]8:30~17:30
	犢橋市民センター(犢橋公民館)	犢橋町162-1	[月~日]9:00~21:00
	花見川市民センター	花見川3-31-102	[平日]8:30~17:30
	幕張本郷市民センター(幕張本郷公民館)	幕張本郷2-19-33	[月~日]9:00~21:00
稲毛区	さつきが丘市民センター	さつきが丘1-32	[平日]8:30~17:30
	稲毛区役所 1階 	穴川4-12-1	[平日]8:30~17:30
	花見川・稲毛環境事業所 	宮野木町2147-7	[平日]9:00~17:00 [土曜日]9:00~12:00
若葉区	山玉市民センター	六方町55-29	[平日]8:30~17:30
	若葉区役所 1階 	桜木北2-1-1	[平日]8:30~17:30
	泉市民センター	高根町963-4	[平日]8:30~17:30
緑区	千城台市民センター	千城台西2-1 千城台コミュニティセンター1階	[平日]8:30~17:30
	緑区役所 2階 	おゆみ野3-15-3	[平日]8:30~17:30
	若葉・緑環境事業所 	平山町1045-5	[平日]9:00~17:00 [土曜日]9:00~12:00
	土気あずみが丘プラザ	あずみが丘7-2-4	平成31年4月(予定)まで休館中
	誉田市民センター(誉田公民館)	誉田町1-789-49	[月~日]9:00~21:00
美浜区	土気市民センター	土気町1634	[平日]8:30~17:30
	美浜区役所 1階 	真砂5-15-1	[平日]8:30~17:30
	打瀬公民館(幕張ベイタウン・コア内)	打瀬2-13	[月~日]9:00~21:00
	高洲コミュニティセンター	高洲3-12-1	[月~日]9:00~21:00 ※休館日は除く

●年末年始は利用できません。



千葉市 小型家電 検索

平成30年10月から

製品プラスチックの ボックス回収を開始



不燃ごみとして出していた単一素材の製品プラスチックを、資源物として無料で回収します。

回収品目(10品目) ※この品目以外は回収できませんのでご注意ください



左記の品目のうち、
千葉市不燃ごみ指定袋(20ℓサイズ)に
収まる大きさ※のもので、
製品の底や裏面等にPP(ポリプロピ
レン)またはPE(ポリエチレン)と記載
されているものが対象です。

出し方

汚れを落としてから回収場所に持ち込み、回収ボックスに投入してください。
袋や箱には入れずに、そのまま投入してください。

製品プラスチックとして出せないもの

- 大きく汚れているもの
- プラスチック以外の部品が付属しているもの
- 千葉市不燃ごみ指定袋(20ℓサイズ)に収まらないもの*
- プラマークが記載されているもの

※例外として、風呂イス及び洗面器は、不燃ごみ指定袋に収まらない場合でも投入可



回収ボックス設置場所 ●利用時間: **平日** 9時~17時 **土** 9時~12時 ※祝日・休日・年末年始を除きます。

中央・美浜環境事業所

所在地	中央区都町1307
お問い合わせ	☎043-231-6342

花見川・稲毛環境事業所

所在地	稲毛区宮野木町2147-7
お問い合わせ	☎043-259-1145

若葉・緑環境事業所

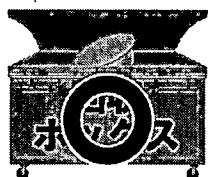
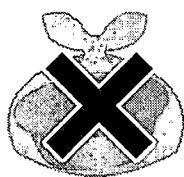
所在地	緑区平山町1045-5
お問い合わせ	☎043-292-4930

再資源化方法

破碎、溶融を行い、新たなプラスチック製品の製造原料として再利用されます。

ご注意ください

出す前に必ずご確認ください



箱や袋などに入れずに、そのまま投入してください。

千葉市不燃ごみ指定袋 (20ℓサイズ) に収まらないものは回収できません。(※例外として出せるものについては、表面【出し方】を参照) **粗大ごみ**として出してください。

大きく汚れているもの、プラマークのあるもの、プラスチック以外の部品がついているものは回収できません。柔らかいプラスチックは**可燃ごみ**、硬いプラスチックは**不燃ごみ**として出してください。



製品プラスチックのボックス回収Q&A

Q1 製品プラスチックとして出せるものの見分け方は?

A1 商品としてお店で販売されているプラスチック製品で、製品の底や裏面等にPP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)と記載されているものが対象です。

Q2 素材がわからないものはどうすればいいの?

A2 回収ボックスには入れず、柔らかいプラスチックは可燃ごみ、硬いプラスチックは不燃ごみとして出してください。

Q3 どうして単一素材でできた製品プラスチックのみのリサイクルをするの?

A3 単一素材でできた製品プラスチックを選別することで、リサイクルが容易になり、より価値の高いものに生まれ変わります。

そのため、複数の材料でできたものや、プラマークのついたもの(容器包装プラスチック)は対象外となります。

Q4 どのようにリサイクルされるの?

A4 同じ材質のプラスチックごとに粉碎後、溶融・固化し、プラスチックの再生原料となります。再生原料はプラスチック加工工場に出荷され、新たなプラスチック製品や工場等で使用する部材として再利用されます。



製品プラスチックのリサイクルについて、ご理解とご協力をお願いします!

「焼却ごみ削減」キャラクター
へらそうくん

千葉市 製品プラスチック

検索



お問い合わせ

千葉市役所 廃棄物対策課 TEL.043-245-5236 FAX.043-245-5624

戸別収集について

一般的には、ステーション収集は収集運搬の効率性が高く、また清掃やカラス対策など集中管理がしやすいという利点がある一方、不法投棄や不適正排出がされやすいこと、設置場所や管理方法について、利用者間で合意を得る必要があること等に留意が必要である。

戸別収集を行っている自治体は、住民の分別に対する意識向上やごみをステーションまで運ぶ手間の軽減等を主な理由としているものの、本市としては、以下に示す点が課題となることから、現時点で戸別収集をする予定はない。

【戸別収集方式における課題について】

- (1) 各戸でカラス対策及び排出場所の清掃を行う必要がある。
- (2) 出されたごみの状態によっては、交通に支障が生じる場合がある。
- (3) 収集車両がたびたび停車するため、後続車等への影響が生じる。
- (4) 市内住宅の 6 割を占める共同住宅及び狭隘道路沿いにある戸建て住宅においては、引き続きステーション収集方式を継続することになるため、行政サービスに地域差が生じ、公平感が損なわれる。
- (5) 収集車両の延べ走行距離及び作業量増加による収集の遅れを防ぐためには、収集車両の増車が必要とあり、これに伴う収集運搬業務委託料の増額（約 8 億円以上）が見込まれる。

なお、千葉市を含む政令指定都市（全 20 市）のうち、戸別収集方式を導入しているのは 6 市である（一部地区、または一部のごみ種のみ導入している場合を含む）。

また、県内各市においては、浦安市のみ戸別収集を導入している。

【参考 1】 政令指定都市における戸別収集方式の導入事例

都市名	戸別収集対象	収集車両台数等	手数料徴収
相模原市	一般ごみの夜間収集地区のみ	—	無
名古屋市 (約 108 万世帯)	可燃ごみ・発火性危険物（週 2）…① 不燃ごみ（月 1）…① プラスチック製容器包装（週 1）…②	①85 台（一部委託） ②28 台（一部委託）	無
京都市 (約 71 万世帯)	燃やすごみ（週 2） （原則は定点収集、場合により 各戸収集にも対応）	358 台	有
大阪市 (約 138 万世帯)	普通ごみ（週 2）…① 資源ごみ（週 1）…② プラスチック製容器包装（週 1）…③ 古紙・布類（月 2）…④	①285 台（一部委託） ②56 台（直営） ③84 台（直営） ④84 台（委託） ②+③ 29 台（委託）	無
堺市 (約 39 万世帯)	生活ごみ（週 2）、小型金属（月 1） 缶・びん、ペットボトル（月 2） プラスチック製容器包装（週 1）	209 台（委託）	無
福岡市 (約 78 万世帯)	可燃性ごみ（週 2）…① 不燃性ごみ（月 1 回）…② 空きびん・ペットボトル（月 1 回）…③	①158 台（委託） ②21 台（委託） ③23 台（委託）	有

※平成 29 年度北九州市照会 一般廃棄物状況調査（集計結果）より（平成 29 年 4 月 1 日基準日）

【参考2】 千葉市で戸別収集する場合の収集運搬費用の試算（平成26年度時点、税込）

ごみ種類	ステーション収集 (車両台数) A	戸別収集試算 (車両台数) B	費用の差 B-A
可燃ごみ	1,586 百万円 (95 台)	2,320 百万円 (139 台)	+734 百万円 (+44 台)
不燃・有害ごみ	280 百万円 (17 台)	396 百万円 (24 台)	+116 百万円 (+7 台)
合計	1,866 百万円 (112 台)	2,716 百万円 (163 台)	+850 百万円 (+51 台)

※ 作業効率を高めたケースでの試算結果である。

(1) 設定条件

《収集箇所数の算出》

○戸別収集箇所数

$$166,000 \text{ 戸 (一戸建数}^{\ast 1}) \times 0.9^{\ast 2} + 231,000 \text{ 戸 (共同住宅数}^{\ast 1}) \times 0.2^{\ast 3} = 195,600 \text{ 箇所}$$

※1 平成21年10月現在の戸建数等に世帯数の伸び率を乗じて算出

※2 収集車両が通行できない狭隘道路沿いの戸建戸数を10%と設定する。

※3 共同住宅の専用ステーションで対応する戸数は70%、収集車両が通行できない狭隘道路沿いの戸数は10%と設定する。

○総収集箇所数

$$195,600 \text{ 箇所 (戸別)} + 12,000 \text{ 箇所 (ステーション)} = 207,600 \text{ 箇所}$$

《作業時間等の増加を考慮した1台あたりの搬入回数及び搬入量の設定》

ごみ種類	搬入回数	搬入量
可燃ごみ	1台あたり2回/日	1.8トン (実績1.9トン)
不燃・有害ごみ	1台あたり1回/日	1.1トン (実績1.3トン)

※ 収集作業効率60%

可燃ごみ搬入回数を2回/台とした場合 (1.9トン×3.1回) ×60% ÷ 2回 = 1.8トン

不燃・有害ごみ搬入回数を1回/台とした場合 (1.3トン×1.4回) ×60% ÷ 1回 = 1.1トン

(2) 試算結果

○可燃ごみ

$$155,756 \text{ トン}^{\ast 4} \div (1.8 \text{ トン} \times 2 \text{ 回}) \div 310 \text{ 日}^{\ast 5} = 139 \text{ 台}$$

$$16,690 \text{ 千円}^{\ast 6} \times 139 \text{ 台} = 2,320 \text{ 百万円}$$

※4 平成25年度の可燃ごみ収集量の90%

※5 平成25年度の収集日数

※6 平成25年度の可燃ごみ収集運搬委託車両1台あたり単価

○不燃ごみ

$$7,613 \text{ トン}^{\ast 7} \div (1.1 \text{ トン} \times 1 \text{ 回}) \div 280 \text{ 日}^{\ast 8} = 24 \text{ 台}$$

$$16,480 \text{ 千円}^{\ast 9} \times 24 \text{ 台} = 396 \text{ 百万円}$$

※7 平成25年度の不燃・有害ごみ収集量の90%

※8 平成25年度の収集日数

※9 平成25年度の不燃・有害ごみ収集運搬委託車両1台あたり単価

第4 1 回ごみ問題検討委員会での要望事項

1. 学校給食での廃食油回収の取り組みについて確認してほしい
⇒ 平成30年4月から市内全小学校、113校（養護学校2校含む）で学校給食での廃食油回収を開始（別紙参照）
2. 廃食油の拠点回収に関し、千葉県環境財団が実施している助成制度について紹介してほしい
⇒ 「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱」に基づく廃食油回収団体への助成について（別紙参照）
3. 剪定枝等を再資源化する場合と、可燃ごみとして処理する場合の費用を比較し示してほしい
⇒ 千葉市HPで公開している「平成29年度のごみ処理経費についてお知らせします」の資料中、「3 1kg当たりの原価」を参考に「可燃ごみ」と「剪定枝等再資源化」の経費を比較。

【単位：円／トン】

	収集運搬 ^{※1}	中間処理	最終処分	資源化	合計
可燃ごみ	11,320	23,050	18,780	—	53,150
(管理費込)	(12,510)	(25,480)	(20,760)	—	(58,750)
剪定枝等再資源化	23,480 ^{※2}	—	—	26,000 ^{※3}	49,480
(管理費込)	(24,740 ^{※2})	—	—	(28,110 ^{※3})	(52,850)

※1 収集運搬には収集量に関わらず一定の経費がかかるため、収集量が少ないほどトン当たりの経費が高くなる。

※2 全区での収集開始が年度途中（H30.2～）であったことや収集開始から間もないことから、今後収集量の増加に伴い単価が下がることが期待される。

※3 新浜RC内の破袋作業場整備・維持管理業務に係る費用は除く。

4. 「小型家電リサイクル事業」、「単一素材製品プラスチック回収」のチラシを自治会に回覧してほしい
⇒ 11月21日（水）に収集業務課「年末・年始のごみ収集について」と合わせて市内全町内自治会宛てにチラシを発送。
5. 戸別収集に関し、京都市の事例で「原則は定点収集、場合により各戸収集にも対応」とあるが、どのような場合に戸別収集が認められるのか
⇒ 【京都市より聞き取り】
狭あい道路地域の戸別収集を想定しているが、極力既存のごみステーションに排出してもらおうようお願いしている。
京都市としては、今以上に戸別収集箇所を増やすつもりはなく、既存ステーションの利用が原則とのこと。ただし、以前からの流れで（なぜか）狭あい道路地域の一部で戸別収集している地区があるとのこと。

1 学校給食における廃食油回収の取組みについて

担当課 : 教育委員会 保健体育課
開始時期 : 平成30年4月から
契約業者 : 大金興業株式会社 (緑区誉田町)

- 市内全小学校 113校 (養護学校2校含む) において、学校給食における廃食油の回収を開始。
- 引渡し金額 5円/1ℓ (税込)
- 契約事業者が各小学校へ回収に回る。回収頻度については、各小学校と事業者が調整し決定する。(学校規模や保管場所の条件により、1~4カ月に1回程度)
- 2018年上半期回収実績 26,507ℓ

2 廃食油拠点回収に係る千葉県環境財団が実施している助成制度について

担当課 : 廃棄物対策課 3R推進班

【廃食油燃料利用促進プロジェクト事業概要 (詳細別添要綱参照)】

実施団体 : 一般財団法人千葉県環境財団

事業開始 : 平成28年度

活動趣旨 : 県民参加により資源循環・地球温暖化対策の推進を図るため、家庭等で使用済みとなった廃食油の石油代替燃料 (バイオ燃料) リサイクルを促進することにつながる廃食油回収活動に対し、その経費の一部を助成する。

参加対象 : (1) 廃食油回収団体

廃食油を資源物として回収する回収拠点を整備し、地球温暖化対策や資源循環型社会づくりの推進を目指す団体であって、プロジェクト事業の実施にあたって営利を目的としない県内の市町村または町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体等。

ア 千葉県内の団体であること。(法人格の有無は問わない。)

イ 定款又は規約等を定めていること。

ウ 代表者を選出していること。

エ 独立した経理を行っていること。

(2) 廃食油回収団体

廃食油回収拠点から廃食油を資源物として収集し、収集した廃食油を廃食油燃料精製事業者への廃食油輸送に協力できる県内の団体。

ア 千葉県内の団体であること。(法人格の有無は問わない。)

イ 定款又は規約等を定めていること。

ウ 代表者を選出していること。

エ 独立した経理を行っていること。

活動助成金：(1) 助成対象団体

廃食油回収団体として参加する市町村、町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体。

(2) 助成対象経費

廃食油回収地点整備に係る廃油回収箱購入費、周知用のチラシ等の印刷費などの活動に直接必要な経費。

(3) 助成金額等

助成対象経費の10分の10以内、1団体当たりの限度額は、10万円。助成回数は原則3回、最大5回まで。

【これまでの本市の対応】

平成28年度から千葉県環境財団による「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業」が開始されることとなり、平成27年11月に本市にも通知あり。これを受け、平成27年12月に当時回収拠点となっている団体へ周知。

さらに平成29年4月には、環境財団から廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成金交付要綱の一部改正の通知があったことから、各回収団体へ周知。

プロジェクトへの参加及び補助金等の活用については、各団体での意思となり、本市での受付やとりまとめ等は行っていない。

なお、本市から支援しているのぼり旗や回収ボックスは、補助金の対象とはならず、団体が独自に購入した廃食油回収事業に係る消耗品や印刷物などの費用が対象となる。

【今後の対応】

今後も環境財団から通知があった際には各回収団体へ周知をするとともに、新規に拠点となる団体についても、情報提供することとする。

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱

1 要綱の趣旨

この要綱は、ちば環境再生基金が主唱する「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業」への参加手続きと活動への支援内容を定めています。

2 活動の趣旨

本プロジェクト事業は、市町村・県民・事業者等の参加のもと、使用済み天ぷら油等の廃食油を回収し、回収後の廃食油を燃料として利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動です。

天ぷら油等の植物油は、菜種やヒマワリなどの植物が地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素を吸収した油で、使用後の廃食油をエネルギー源としてリサイクルする取組みは、エネルギー資源の乏しい我が国が目指す資源循環型社会づくりや県民が実践できる地球温暖化対策です。

3 参加方法

(1) 廃食油回収団体

参加できる団体は、廃食油を資源物として回収する回収拠点を整備(既に回収拠点を設け活動している団体を含む。)し、地球温暖化対策や資源循環型社会づくりの推進を目指す団体であって、本プロジェクト事業の実施にあたって営利を目的としない県内の市町村または町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体等とします。

ただし、団体にあつては、次の各号に該当する団体とします。

ア 千葉県内の団体であること。(法人格の有無は問わない。)

イ 定款又は規約等を定めていること。

ウ 代表者を選出していること。

エ 独立した経理を行っていること。

(2) 廃食油収集体

廃食油回収拠点から廃食油を資源物として収集(既に廃食油の収集活動を実施している団体を含む。)し、収集した廃食油を廃食油燃料精製事業者への廃食油輸送に協力できる県内の団体とします。

ただし、団体にあつては、次の各号に該当する団体とします。

ア 千葉県内の団体であること。(法人格の有無は問わない。)

イ 定款又は規約等を定めていること。

ウ 代表者を選出していること。

エ 独立した経理を行っていること。

(3) 参加の申込方法等

- ア プロジェクト事業の参加募集は随時行います。
- イ プロジェクト事業に参加を希望する団体は、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加申込書」(別記第1号様式(1))に次の書類を添付して、理事長に提出しなければなりません。ただし、市町村及び学校にあっては定款または規約等の提出を要しないものとします。
- ウ 参加を決定した者には、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加決定通知書」(別記第2号様式)により通知します。

4 決定後の取り組み

(1) 廃食油回収団体としての参加者

- ア 活動区域内に廃食油回収場所を設け、廃食油が漏出しないよう回収箱等を設置し、使用済み天ぷら油等の回収場所であること周知するノボリ旗を掲げ周知してください。なお、ノボリ旗は本プロジェクト事業共通のノボリ(各地点1本)を財団から配布します。
- イ 廃食油回収地点については、定期的な廃油収集日を設定しチラシ等により周辺住民等に周知してください。
- ウ 廃食油回収拠点では、廃油の漏れ等が起き環境汚染等が生じないようにしてください。
- エ 集まった廃食油は定期的に収集してもらう必要がありますが、収集日の設定に当たっては、財団のホームページに掲載した「廃食油収集团体一覧表」から最寄りの収集者と収集日程等の調整を事前に行ってください。
- オ 回収した廃食油の量は、実績報告書作成時に必要なため、廃食油収集团体から収集量の報告を記録してください。

(2) 廃食油収集团体として参加者

- ア 廃食油収集团体として参加した者は、廃食油回収団体からの廃食油の収集について依頼又は収集日程調整があった場合は、遅滞なく収集日程等を調整し対応してください。
- イ 収集後の廃食油は、油漏れを起こさないよう廃食油燃料精製事業者へ搬出してください。

5 活動への支援

本プロジェクト事業を広く県民・事業者に廃食油のリサイクルを周知し、より多くの県民の廃食油回収への協力と地球温暖化対策への理解が深まるよう、財団ホームページに廃食油回収・リサイクルの趣旨及び廃食油回収活動参加団体・廃食油収集团体の情報を提供することとします。

市町村及び県民団体が実施する廃食油回収団体に係る資材の整備については、申請により助成金を交付します。

(1) 廃食油回収活動団体の情報

参加団体名、回収場所、回収日等

(2) 廃食油収集团体

収集団体名、収集場所(範囲)等

なお、情報提供内容については、承諾の得られない個人に関する情報は、掲載しないものとします。

6 活動助成金

(1) 助成の対象団体

廃食油回収団体として参加する市町村、町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体とします。

(2) 助成金の申請

助成金の申請は、年2回、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金申込書」(別記第1号様式(2))で行います。

第1回募集(5月)は、当該年度内に廃食油回収活動拠点整備を行う助成金申請とし、第2回募集(11月)は、次年度の回収活動拠点整備のための助成金申請とし、それぞれ以下の期間に助成金申請を受付けます。

	募集期間	備考
第1回募集(5月)	5月1日から5月31日	消印有効
第2回募集(11月)	11月1日から11月30日	

(3) 助成対象となる経費

助成対象は、廃食油回収地点整備に係る廃油回収箱購入費、周知用のチラシ等の印刷費(コピー用紙、コピー料金等を含む。)の活動に直接必要な経費とします。

なお、管理・運営費(回収に係る人件費・謝礼、光熱水費、会議旅費等)、食糧費(飲食費等)は、助成対象外とします。

(経費の例示)

- ・消耗品費(廃油回収箱購入費、事業実施のために必要な物品の購入費等)
- ・印刷費(町内会等の周知用のチラシ等の印刷費(コピー用紙、コピー料金等を含む。))
- ・会議費(会議室使用料等)

(4) 事業期間

事業の実施期間は、新たに参加決定された団体にあつては、決定のあつた日から当該年度又は翌年度の4月1日から3月31日までとします。

また、継続して活動する団体にあつては、当該年度の4月1日から3月31日までとします。

(5) 助成金額・申請回数等

ア 助成金は、助成対象となる経費の10分の10以内とし、1団体当たりの限度額は10万円とします。

イ この要綱に基づく助成を原則3回まで受けることができます。ただし計画、実行・効果の面か

ら必要と認められる場合は、最大5回まで延長できるものとします。

ウ ちば環境再生基金の他の助成金を受ける団体は、本プロジェクト事業に係る事業費を明確に分けてください。

(6) 審査

助成金の申請のあった団体の審査は、ちば環境再生推進委員会に設置された事業推進部会において廃食油回収計画の実現性、収支計画の合理性、回収活動の継続性等から助成の適否を審査します。

(7) 交付の条件

交付を決定する場合には、次の条件を付すこととします。

- ア 廃食油回収活動内容又は経費(助成事業に要する経費の30パーセント以内の増減はこの限りではない。)の変更をする場合には、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業変更(中止)承認申請書」(別記第3号様式)を理事長に提出し、承認を受けること。
- イ 助成事業を中止する場合は、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業変更(中止)承認申請書」(別記第3号様式)を理事長に提出し、承認を受けること。
- ウ 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- エ 助成事業の実施中あるいは終了後に、事業の経過又は成果を、印刷物、催し物、マスコミの取材等により発表する場合は、ちば環境再生基金の助成を受けたことを明示すること。
- オ 実績報告書の記載の内容及び実績報告書に添付された写真については、ちば環境再生基金の活動報告のために一般財団法人千葉県環境財団又は千葉県が使用できること。
- カ その他理事長が必要と認める条件。

(8) 助成金の交付

- ア 参加が決定した団体のうち助成金が交付される団体は、活動開始時に助成金を請求することができます。

なお、活動終了後の清算で助成金の一部の返還が必要になる場合があります。

- イ 助成金の請求は、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金交付請求書」(別記第4号様式)を理事長に提出して行います。

(9) 助成金の返還義務

次のいずれかに該当する場合には、これを公表し、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- ア 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- イ 助成金を助成対象経費以外に使用したとき。
- ウ 助成事業を中止したとき、縮小したとき又は完了できないとき。

(10) 延滞金

助成金の返還を求められ、定められた期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日

から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求する場合があります。

ただし、理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することがあります。

(11) 活動実績報告書の提出

ア 助成金の交付を受けた団体は、活動の終了後2か月以内に、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金実績報告書」(別記第5号様式)を理事長に提出してください。

イ 助成金の交付を受けない団体、または、助成金の交付を受けた団体であっても事業期間終了以降も本プロジェクト事業に協力し廃食油回収を継続する団体にあつては、前項に準じて「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金実績報告書」(別記第5号様式)の別紙1を理事長に提出してください。

ウ 廃食油収集団体として本事業に参加する団体は、当該年度及び次年度以降も本プロジェクト事業に協力し廃食油の収集活動を継続する団体にあつては、事業年度の収集活動の終了後2か月以内に「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金実績報告書」(別記第5号様式)の別紙1-2を理事長に提出してください。

(12) 精算

理事長は、実績報告書等により事業内容を確認したうえで助成金の額を確定します。

確定した助成額を超える助成金が既に交付されているときは、理事長は、期限を定めて差額の返還を請求します。

なお、返還については、(10)の延滞金の規定を準用します。

7 その他

この事業の公正性、透明性を確保するため、申請書類等は公開します。

なお、個人の住所等、個人に関する情報については、公開しないものとします。

(施行)

この実施・助成要綱は、平成27年10月15日から施行する。

平成29年 4月 1日(一部改正)

第1号様式(1)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

平成 年度 廃食油燃料利用促進プロジェクト事業に参加したいので、下記のとおり申し込み
ます。

記

1 参加者に関する事項

参加部門	1 廃食油回収団体 2 廃食油収集团体 (該当番号に○印)
参加団体名	
代表者	住所 氏名 TEL / FAX E-mail
事務担当者 (代表者とは別に事務 担当者を置く場合に 記入)	住所 氏名 TEL / FAX E-mail
設立目的	
主な活動内容	
設立年月日	年 月 日
会員数	名

(注)代表者以降は、団体のみ記入してください。

2 活動に関する事項

(1) 廃食油回収団体

これまでの 廃食油回収取組	1 新規団体	2 既に回収を実施している団体
回収活動 開始予定等	____年____月予定	既設回収____年____月頃開始 増設地点____年____月予定
回収地点数	____地点を予定	既設回収地点____地点 増設予定地点____地点を予定
回収後の用途		石ケン作り、燃料利用、その他
当財団ホームページ への廃食油回収団体 情報掲載の諾否	1 諾 2 否	1 諾 2 否
当該年度以降の 回収活動の継続 の意向	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)

(2) 廃食油収集体

これまでの 廃食油収集取組	1 新規団体	2 既に収集実績がある団体
収集活動 開始予定等	____年____月予定	____年____月頃から開始
収集範囲		
収集後の用途	1 A 重油代替燃料用 2 軽油代替燃料(BDF)用 3 自己利用	1 A 重油代替燃料用 2 軽油代替燃料(BDF)用 3 自己利用
当財団ホームページ への廃食油収集体 情報掲載の諾否	1 諾 2 否	1 諾 2 否
当該年度以降の 収集活動の継続 の意向	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)

第1号様式(2)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

平成 年度 廃食油燃料利用促進プロジェクト事業に参加(継続参加)したいので、下記のとおり
廃食油回収拠点整備に係る助成金を申し込みます。

記

助成金申請額	円
--------	---

事業収支予算書

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

区 分		予算額	内 訳
収入の部	会費等収入		
	助成金	ちば環境再生基金	
		他の助成金	
	収入合計		
支出の部 (助成対象経費)	消耗品費	廃食油回収箱	
	印刷費	チラシ等印刷	
	会議費	会場使用料	
	小 計		
支出合計			

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加決定通知書

(文書番号)

平成 年 月 日

(参加者氏名) 様

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長

平成 度廃食油燃料利用促進プロジェクト事業の参加団体として決定するとともに、下記のとおり活動助成金の交付額を決定したので通知します。

なお、この決定は、貴団体が次のことを守ることを条件とします。

- 1 廃食油回収場所での油漏れ等の環境汚染が生じないようにすること。
- 2 回収した廃食油は廃食油収集体への引き渡しを確実にすること。
- 3 その他理事長が必要と認める条件。

記

1 参加の区分	廃食油回収団体 / 廃食油収集体
2 助成金交付決定額等	助成金交付決定額 金 円
	助成金交付なし

第3号様式

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業変更(中止)承認申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は、
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあつた平成 年度廃食油燃料利用促進プロジェクト事業を下記のとおり変更(中止)したいので、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱6—(7)の規定によりその承認を申請します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更の内容

第4号様式

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金交付請求書

平成 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

平成 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった平成 年度
廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金を、廃食油燃料利用促進プロジェクト
事業実施・助成要綱第6—(8)の規定により下記のとおり請求します。

記

金

円

振込金融機関本(支)店名	
口座種別 (丸で囲んでください。)	普通 当座
口座番号	
(フリガナを必ず記載してください。)	
口座名(口座名義人)	

第5号様式

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動実績報告書

平成 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

平成 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった平成 年度
廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金の助成事業を完了したので、廃食油燃
料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱6—(11)の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 助成対象経費の実績額 円

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

4 添付書類

(1)活動報告書(別紙1)

(2)事業収支決算書(別紙2)

(3)領収書の写し等支出を証明する書類(助成対象経費に係るもの)

(領収書の写し等は収支決算書の記載順にA4サイズの内紙に貼付してくだ
さい。1枚の内紙に複数の領収書等を貼付しても構いませんが、それぞれの
領収書の写し等が重ならないようにしてください。)

(別紙1)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動報告書
(廃食油回収団体)

参加団体名	
報告年度	平成 年度事業報告

1 廃食油回収拠点等整備

	設置場所(所在地)	回収箱	のぼり旗
回収箱 設置箇所		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		合計	個

2 廃食油回収量(収集団体への引き渡し量)

回収期間	廃食油回収量(リットル)	収集団体名(引き渡し団体)
合計		

(注) 廃食油回収量は、当該年度の合計量を記入してください。

(別紙1-2)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動報告書
(廃食油回収団体)

参加団体名	
報告年度	平成 年度事業報告

廃食油収集状況

収集期間	廃食油回収団体名	回収団体からの収集量 (リットル)
	収集量合計	
	利用用途	うち BDF燃料の原料
		A重油代替燃料

- (注) 1 廃食油収集量は、当該年度の各回収団体の合計量を記入してください。
 2 本プロジェクト事業参加団体(廃食油回収団体)以外からの廃食油回収実績があれば、差支えない範囲で収集量及び利用用途等の参考情報を提供をお願いします。

参考情報	収集量(リットル)	利用用途等(リットル)	
		BDF燃料の原料	
		A重油代替燃料	

(別紙2)

事業収支決算書

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

		区 分	決算額	内 訳
収入の収部	会費等収入			
	助成金	ちば環境再生基金		
		他の助成金		
	収入合計			
	支出の部(助成対象経費)	消耗品費	廃食油回収箱	
印刷費		チラシ等印刷		
会議費		会場使用料		
支出合計				

可燃ごみと剪定枝等の収集運搬費用比較（第 41 回ごみ問題検討委員会 要望事項 3）

表記について、平成 29 年度の実績値をもとに、詳細を説明いたします。

【可燃ごみ】

(1) 収集量

・ステーション収集量	156,508.51 トン	} 合計：159,850.66 トン
・空気輸送システム（幕張 CC）	3,342.15 トン	

(2) 運搬経費

・各ステーション、→ 各清掃工場	1,639,140,127 円	} 合計：1,809,013,611 円
・幕張 CC → 新港清掃工場	40,007,330 円	
・幕張 CC 管理運営費	113,061,311 円	
・その他諸経費	16,804,843 円	

以上より、(2) / (1) = 11,320 円/トン

可燃ごみ量は近年微減傾向にあるが、ステーション数が毎年 500 件程度増加していること、収集車両の台数を減らすほどの減少ではないことから、車両台数を維持する必要があり、これに応じた費用が生じる。なお、空気輸送システム分を除いて考えると、運搬経費は 10,470 円/トンとなる。

【剪定枝等】

(1) 収集量	2,219.07 トン
(2) 運搬費用	52,111,378 円

以上より、(2) / (1) = 23,480 円/トン

剪定枝については、全区での収集を開始したのが平成 30 年 2 月であり、今後、収集量が増加するにつれて、単価が下がることが期待される。